

公務員関係判例研究会 平成 26 年度 第 3 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 26 年 10 月 16 日 (木) 15:00~17:15

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、石井弁護士、石津弁護士、板崎行政訟務課付、植木弁護士、上野弁護士、牛場弁護士、大田黒弁護士、大森弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士、田中弁護士、中町弁護士、松崎弁護士、森末弁護士、山田弁護士 (五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 川淵内閣審議官、福田内閣参事官、平山人事制度研究官、安藤調査官、伊藤争訟専門官、高橋争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 職務命令違反に対する懲戒処分 of 事前差止請求に関する裁判例について

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 最高裁平成 24 年 2 月 9 日第一小法廷判決 (以下「平成 24 年 2 月最高裁判決」という。) は、差止めの訴えの要件である「重大な損害を生ずるおそれ」(行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項) の判断基準を最高裁として初めて示したものである。

本判決は、差止めの訴えは適法ではあるが本案要件を満たしていない、無名抗告訴訟としての確認の訴えは補充性の要件を欠いている、公法上の当事者訴訟としての確認の利益は肯定できるが理由がないなどとして、教職員らの訴えを退けている。

なお、平成 24 年最高裁判決において、「行政庁によって一定の処分がされる蓋然性」を検討するに当たり、免職処分とそれ以外の処分を分割して検討していることについては批判もある。

○ 最高裁平成 24 年 1 月 16 日第一小法廷判決は、基本的には公務員の懲戒処分の裁量権に関する過去の最高裁判例 (神戸税関事件、伝習館事件) の判断枠組みを踏襲している。

同判決において、単に起立・斉唱行為を行わないという消極的な妨害のみならず、過去に国旗を引き下ろすなど積極的な妨害をした者に対する停職処分は適法としたものの、消極的な妨害のみをした者に対する停職処分はこれを認めなかった。積極的な妨害をした場合でなければ、戒告以上の処分が難しいということであれば、実務上は疑問が残る。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

○ 平成 24 年 2 月最高裁判決の立場は、懲戒処分の事前の差止めの要件としては、

事前に懲戒処分 of 違法性が認定できる場合で、かつ、その懲戒処分が「反復継続的かつ累積加重的」にされていくような場合でなければならないということか。

- 「反復継続的かつ累積加重的」にされるような処分でなければ、差止めの訴えの要件である「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められないとも読めてしまう。
- 「重大な損害を生ずるおそれ」とは、例えば企業名の公表などのように、一旦外部に出てしまうと影響の大きいものを想定した要件であると思われ、懲戒処分などを想定したものではないのであろう。ただし、それを貫いてしまうと狭きに失するので、平成 24 年 2 月最高裁判決において差止めの訴えの間口を広げたものと解釈することはできないか。
- 平成 24 年 2 月最高裁判決は、起立・斉唱等をしない行為に問題はないと思うのであれば実際にしなければよく、処分を受ける可能性があると考えるのであればその執行停止を求め、実際に処分を受けたら取消請求をすればよいという基本的な立場で、職務命令が一見明白に違法であって、当該命令に従わないことが非違行為に当たらないと判断できるような特殊な場合であれば、差止めを認めてもよいと言っているにすぎないのではないか。
- 本件は、起立・斉唱や伴奏をしなければ懲戒処分を行うという通達が発出されているという特異な状況の下で、起立・斉唱や伴奏をするか否かという、外形的に明らかな行為についての争いである。しかも、入学式・卒業式と、少なくとも年 2 回は、その行為を求められる機会が必ず訪れる。裁判自体の確定に時間が掛かることをも考慮したとき、差止めの訴えが真に適切な訴訟類型なのかは疑問である。

(3) 次回会合は、11 月 20 日 (木) に開催することとした。